

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入 札 結 果

入札No.	11
-------	----

[illegible]

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

入札件名	小用トンネル定期点検業務委託
施工場所	尾道市因島三庄町
開札日時	令和6年7月4日 10時35分
開札場所	契約課事務室
入札方式	通常型指名競争入札
予定価格	¥2,578,000-
最低制限価格	¥2,033,000-
施行担当課	維持修繕課

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

上記金額に100分の 10 に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。